

ロールオーバー
する？しない？

NISAでの運用が5年目の お客様にどう対応するか

塩川 治明

2014年にNISA口座で行った投資は、本年末で5年の非課税期間が満了する。本稿では、ロールオーバーの仕組みと運用5年目を迎えるお客様への対応を解説する。



STUDY 1

ロールオーバーの 仕組みと 手続きを確認しよう

NISA口座（本稿では通常NISAを指す）で5年間ずっと投資信託等を運用してきたお客様が、6年目を迎えるNISA口座を利用して継続保有することを望む場合、「ロールオーバー」をするための手続きが必要となる。

金融機関が、「ロールオーバー

をしたい」というお客様の意向を確認できない場合は、自動的に一般口座や特定口座といういわゆる「課税口座」に移管される。すなわち、ロールオーバーには事前にお客様の意向確認が必要であり、手続きなしで6年目もNISA口座を利用することはできない。

この意向確認は、公的個人認証サービスの「電子証明書」を利用する方法が限定的に認められている。しかし現時点では、お客様がロールオーバーを望む旨を記した「紙」の移管依頼書を、金融機関が事前に受け入れる対応が主流になるだろう。

非課税枠を超えた分も ロールオーバー可能

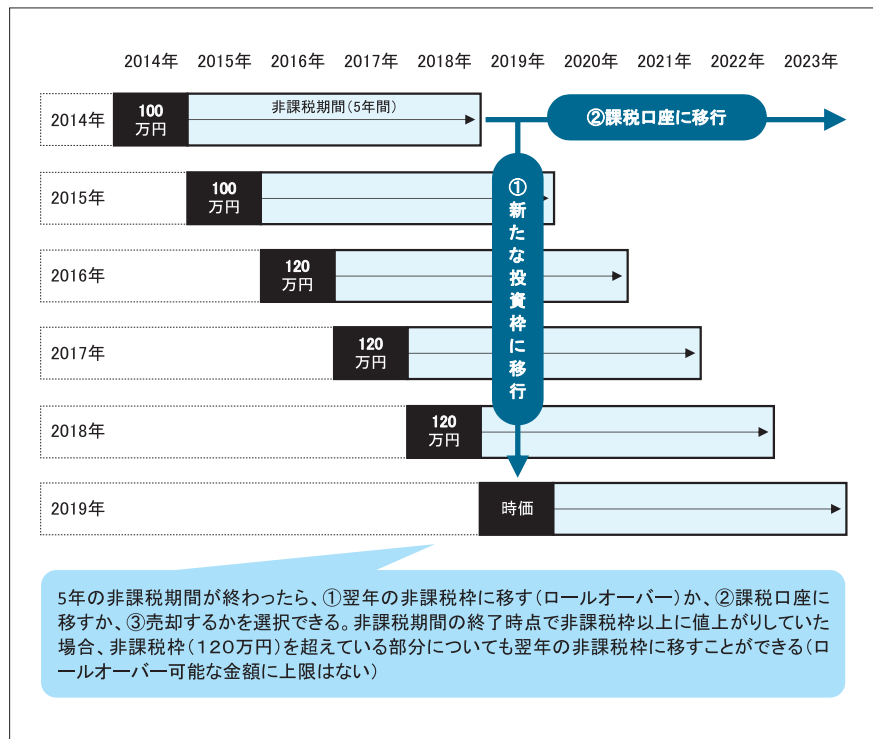
NISA制度が始まった当初は、ロールオーバーが可能な金額は非課税枠（2019年では120万円）が上限とされていた

た。しかし、その後に制度改正があり、時価評価額が非課税枠を超えていても、時価評価額の全額をロールオーバーし、6年目のNISA口座に移管可能となっている（図表1）。

①ロールオーバーの手続き
ロールオーバーをするためには、5年目が満了する時点でNISA口座を開設している金融機関で必要な手続きと、国税庁への申請が完了していなければならぬ。

多くの金融機関では、12月中旬頃がロールオーバー手続きの

図表1 ロールオーバーの仕組み



受付期限になると見込まれている。金融機関としては、お客様がロールオーバーを望むのか否か、事前に意向確認をする必要がある。

意向確認時には、金融機関はお客様に対して対象銘柄・残高（時価評価額）、評価損益、買付価格（取得単価）などの情報を提供しなければならない。金融

機関には、お客様がロールオーバーをするか否かの判断材料を提供することが求められているためだ。

お客様がロールオーバーを望む場合、お客様はNISA口座を開設している金融機関に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出し、金融機関が当該依頼書を受け入れる。

金融機関によって取扱いは異なるが、一般的には、⑦5年目の非課税期間を満了した投資信託等の全額を6年目のNISA口座に移管する手続きと、①6年目のNISA口座が課税口座かを、ファンドや銘柄ごとに選んで移管する手続きがある。

また、お客様によってはまだに個人番号（マイナンバー）を提出していないケースもある。マイナンバー未提出のお客様がロールオーバーを望む場合は、あらかじめ金融機関に個人番号提供書を提出してもらうことが必要になる。

非課税期間満了時の価額で 課税口座に移管される

②ロールオーバーしない場合
ロールオーバーを希望しないお客様も、本来は金融機関に対してその旨を届け出る必要がある。ただ実際には、ロールオーバーを希望する旨が確認できない場合にはロールオーバーされず、自動的に課税口座（一般口座もしくは特定口座）へ移管されることになる。

課税口座へ移管する際は、2018年12月（5年目の12月）の最終営業日の時価が、取得価額・取得単価および個別元本となる。したがって、2019年以降に受け取る分配金は、この時点での個別元本をもとにして「普通分配金」か「元本払戻金」が判定される。また、2019年以降に換金する場合の譲渡所得に係る損益についても、この時点の取得単価から判定されることになる。